

社会福祉法人あいわ会 評議員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいわ会（以下「法人」という。）の評議員・役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員は、理事及び監事をいう。

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事長の職務)

第3条 理事長の職務は以下のとおりとする。

- (1) この法人の最高経営責任者として理事会を開催する。
- (2) 当法人業務を、法令及び定款その他の規則に基づいて執行する。

(理事長の報酬)

第4条 理事長には、役員報酬を別表2の範囲内にて支給する。

- 2 交通費、諸経費は実費相当額を支給する。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。報酬は評議員会出席のために要した日数に応じて支給するものとする。

- 2 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。報酬は理事会出席のために要した日数に応じて支給するものとする。なお、同日にあわせて法人の法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 監事が評議員会・理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。報酬は評議員会・理事会出席のために要した日数に応じて支給するものとする。但し、同日に評議員会・理事会に出席した場合は、合わせて1日分の報酬を支給する。
- 4 旅費及び宿泊費は、別表1により実費を原則として支払うことができる。
- 5 旅費は実情を考慮し、増額することができる
- 6 旅費等は原則として、評議員会及び理事会終了後支払うこととするが、必要によ

り事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(評議員及び非常勤役員の勤務報酬等)

- 第6条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。
- 2 非常勤役員が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。
 - 3 監事が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。
 - 4 旅費及び宿泊費は、別表3により実費を原則として支払うことができる。
 - 5 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 6 旅費等は原則として、理事会及び評議員会終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

- 第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改 正)

- 第8条 本規程の改定は、評議員会の決議による。

付 則

この規程は、平成27年 7月27日より適用する。

この規程は、平成28年 6月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

この規程は、平成30年 7月 1日より適用する。